

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社国益電業社
主たる営業所の所在地	兵庫県洲本市
許可番号	兵庫県知事（般・特-28）第800465号
許可を受けている建設業の種類	土、と、電、管、通、消

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年3月17日
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none">1 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部2 営業停止の期間 令和2年3月23日から令和2年3月25日までの3日間
処分の原因となった事実	<p>株式会社国益電業社は洲本市上加茂の県営洲本上加茂団地の電気通信工事において、平成30年12月26日労働安全衛生法第21条第2項違反により、罰金30万円に処された。</p> <p>また上記において、作業員が事故により死亡。同社現場代理人が刑法第211条前段の業務上過失致死罪等により、罰金50万円に処された。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項3号に該当する。</p>